

第 1 2 3 回淡路市議会定例会提出議案の概要説明書

1 条例制定 8件 (1) 改正条例 7件

議案等番号	件名	所管課								
議案第 4 8 号	○ 淡路市認可地縁団体印鑑条例(平成 1 7 年淡路市条例第 1 8 号)の一部を改正する条例制定の件 個人情報保護の観点から、「地方自治法」(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定による市町村長が行う認可地縁団体の認可等に係る告示について、代表者等の住所を告示することを廃止することに伴い、「地方自治法施行規則の一部を改正する省令」(令和 8 年総務省令第 8 6 号)が令和 8 年 6 月 3 0 日に公布され、同年 1 0 月 1 日から施行する。 このことから、認可地縁団体の印鑑登録の資格、登録及び修正に関し引用する条項に、所要の措置を講じる。 ※ 施行期日 令和 8 年 1 0 月 1 日	総務課								
議案第 4 9 号	○ 淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 1 7 年淡路市条例第 4 3 号)の一部を改正する条例制定の件 「淡路市いじめ問題検証委員会条例」(平成 2 7 年淡路市条例第 3 2 号) 及び「淡路市いじめ問題調査委員会条例」(平成 2 7 年淡路市条例第 3 1 号) に基づく委員長及び委員について、近年の報酬水準の上昇傾向や、専門性の高度化に伴う対価の適正化の観点から、適切な人材を選任する必要があるため、その報酬額について、本条例に所要の措置を講じる。 【改正前】 <table><tr><td>委員長</td><td>日額 1 2, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>委員</td><td>日額 1 0, 0 0 0 円</td></tr></table> ※ いじめ問題調査委員会の委員にあつては、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う場合は、日額 8 8, 0 0 0 円を超えない範囲内で任命権者が市長と協議して定める額 【改正後】 <table><tr><td>委員長</td><td>日額 8 8, 0 0 0 円を超えない範囲内で任命権者が市長</td></tr><tr><td>委員</td><td>と協議して定める額</td></tr></table> ※ 施行期日 公布の日	委員長	日額 1 2, 0 0 0 円	委員	日額 1 0, 0 0 0 円	委員長	日額 8 8, 0 0 0 円を超えない範囲内で任命権者が市長	委員	と協議して定める額	総務課 (まちづくり政策課、学校教育課)
委員長	日額 1 2, 0 0 0 円									
委員	日額 1 0, 0 0 0 円									
委員長	日額 8 8, 0 0 0 円を超えない範囲内で任命権者が市長									
委員	と協議して定める額									
議案第 5 0 号	○ 淡路市税条例(平成 1 7 年淡路市条例第 9 1 号)の一部を改正する条例制定の件 「地方税法等の一部を改正する法律」(令和 8 年法律第 2 号) その	税務課								

	他関連する政令及び省令が令和8年3月31日にそれぞれ公布され、一部の規定を除いて令和9年1月1日から「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日までに、各項目に応じ定める日から施行する。 このことから、本条例に所要の措置を講じる。 1 市民税に関する事項 （1） 令和9年1月1日 個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務範囲の見直し並びに特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例及び個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する措置 （2） 令和10年1月1日 寄附金税額控除（ふるさと納税）及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の見直し措置 （3） 「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」の施行の日の属する年の翌々年の1月1日 特定暗号資産取引に係る課税の見直し措置 2 固定資産税に関する事項 （1） 令和9年1月1日 「わがまち特例」の特例割合を国の参酌基準を踏まえた割合とする措置 （2） 令和9年4月1日 免税点の引上げ措置 ※ 施行期日等 令和9年1月1日から「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」の施行の日の属する年の翌々年の1月1日までに、各項目に応じ定める日からとし、市民税及び固定資産税に関し、必要な経過措置を設ける。																																																																							
議案第51号	○ 淡路市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年淡路市条例第218号）の一部を改正する条例制定の件 近年、就業構造の変化や少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い団員の確保が困難であるが、災害等発生時に十分な対応が確保できるよう、消防団組織を見直すため、団員の定員について、所要の措置を講じる。 団員の定員 1,556人 1,745人から189人減員 消防団の階級及び定員 (単位 人) <table><tr><th>区別</th><th colspan="6">本部</th><th colspan="6">分団</th><th>合計</th></tr><tr><th>階級</th><th>団長</th><th>副団長</th><th>地区団長</th><th>地区副団長</th><th>班長</th><th>団員</th><th>分団長</th><th>副分団長</th><th>部長</th><th>副部長</th><th>班長</th><th>団員</th><th></th></tr><tr><td>改正前</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td><td>10</td><td>1</td><td>49</td><td>25</td><td>26</td><td>81</td><td>88</td><td>211</td><td>1,246</td><td>1,745</td></tr><tr><td>改正後</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td><td>10</td><td>1</td><td>49</td><td>24</td><td>25</td><td>79</td><td>87</td><td>209</td><td>1,064</td><td>1,556</td></tr><tr><td>増減</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>▲1</td><td>▲1</td><td>▲2</td><td>▲1</td><td>▲2</td><td>▲182</td><td>▲189</td></tr></table> ※ 施行期日 令和9年4月1日	区別	本部						分団						合計	階級	団長	副団長	地区団長	地区副団長	班長	団員	分団長	副分団長	部長	副部長	班長	団員		改正前	1	2	5	10	1	49	25	26	81	88	211	1,246	1,745	改正後	1	2	5	10	1	49	24	25	79	87	209	1,064	1,556	増減	—	—	—	—	—	—	▲1	▲1	▲2	▲1	▲2	▲182	▲189	消防防災課
区別	本部						分団						合計																																																											
階級	団長	副団長	地区団長	地区副団長	班長	団員	分団長	副分団長	部長	副部長	班長	団員																																																												
改正前	1	2	5	10	1	49	25	26	81	88	211	1,246	1,745																																																											
改正後	1	2	5	10	1	49	24	25	79	87	209	1,064	1,556																																																											
増減	—	—	—	—	—	—	▲1	▲1	▲2	▲1	▲2	▲182	▲189																																																											

議案第 5 2 号	○ 淡路市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年淡路市条例第 1 0 8 号）の一部を改正する条例制定の件 多賀保育所及び釜口保育所は、在籍児童数の減少から「淡路市保育所等適正規模推進計画」に基づき、令和 6 年 4 月から休所している。 両保育所の休所後の統合先施設において、現に入所児童数が減少傾向にあり、十分な受入枠が確保できていることから、総合的に判断した結果、両保育所を廃止する。 廃止する保育所 多賀保育所及び釜口保育所 ※ 施行期日 令和 9 年 4 月 1 日	子育て応援課
議案第 5 3 号	○ 淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年淡路市条例第 1 7 号）及び淡路市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年淡路市条例第 2 号）の一部を改正する条例制定の件 児童福祉施設等における児童対象性暴力等の防止等を図るため、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和 6 年法律第 6 9 号）が公布されたことに伴い、関係する基準府省令が改正され、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。 このことから、基準府省令に従うべき基準として、関係する条例に所要の措置を講じる。 1 第 1 条による改正（家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正） 「児童対象性暴力等の防止」及び「児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置の実施」を義務付ける規定を整備する。 2 第 2 条による改正（乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正） 第 1 条による改正と同様 ※ 施行期日 令和 8 年 1 2 月 2 5 日	子育て応援課
議案第 5 4 号	○ 淡路市特定奨学等基金条例（平成 2 1 年淡路市条例第 6 号）の一部を改正する条例制定の件 篤志家からひとり親に属する高校等の最終修学年のものを対象に、大学進学のための就学資金を支援する目的で 5 0 0 万円の寄附があったことから、その意向を踏まえ、新たに奨学金制度を創設し、この寄附金を本基金に積み立てるため、所要の措置を講じる。 奨学資金名「すずのね・学びの^{ともしび} 灯 奨学資金」 ※ 施行期日 公布の日	学校教育課

(2) 廃止条例 1件

議案等番号	件 名	所管課
議案第55号	○ 淡路市淡路ワールドパークONOKOROの設置及び管理に関する条例（平成24年淡路市条例第4号）を廃止する条例制定の件 平成24年11月から本市が兵庫県から当該施設を賃借し、市の公の施設として運営している。本市の観光の中核施設として、市民や観光客に憩いと交流の場を提供するとともに、子どもの健やかな成長を支える文化活動やレクリエーション活動の推進を通じて、魅力あるまちづくりに大きく寄与してきた。 しかし、施設整備から41年が経過し、施設や設備の老朽化が著しく進んでおり、施設の存続には多額の改修費用が必要であることから、公の施設である淡路ワールドパークONOKOROを廃止するため、所要の措置を講じる。 ※ 施行期日 令和8年12月1日	商工観光課

2 予 算 6件
(1) 補正予算 6件

議案等番号	件 名	所管課
議案第56号	○ 令和8年度淡路市一般会計補正予算（第3号） 補正額 26億8,840万円余 補正後の予算額 424億9,760万円余 債務負担行為補正 変更1件 地方債補正 追加2件、変更1件	財 政 課
議案第57号	○ 令和8年度淡路市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） (事業勘定) 補正額 1,360万円余 補正後の予算額 51億9,840万円余	福祉総務課
議案第58号	○ 令和8年度淡路市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 補正額 4,280万円余 補正後の予算額 11億 380万円余	福祉総務課
議案第59号	○ 令和8年度淡路市介護保険特別会計補正予算（第2号） (保険事業勘定) 補正額 8,230万円余 補正後の予算額 54億6,420万円余	長寿介護課
議案第60号	○ 令和8年度淡路市産地直売所事業特別会計補正予算（第1号） 補正額 900万円余 補正後の予算額 5,790万円余	商工観光課

議案第 61 号	○ 令和 8 年度淡路市温泉事業特別会計補正予算（第 1 号） 補正額 2 千円 補正後の予算額 7 3 0 万円余	商工観光課
----------	--	-------

3 認 定 7 件

議案等番号	件 名	所管課
認定第 1 号	○ 令和 7 年度淡路市一般会計歳入歳出決算認定の件	財 政 課
認定第 2 号	○ 令和 7 年度淡路市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	福祉総務課
認定第 3 号	○ 令和 7 年度淡路市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	福祉総務課
認定第 4 号	○ 令和 7 年度淡路市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	長寿介護課
認定第 5 号	○ 令和 7 年度淡路市産地直売所事業特別会計歳入歳出決算認定の件	商工観光課
認定第 6 号	○ 令和 7 年度淡路市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定の件	商工観光課
認定第 7 号	○ 令和 7 年度淡路市下水道事業会計決算認定の件	下 水 道 課

4 諮 問 2 件

議案等番号	件 名	所管課
諮問第 3 号	○ 人権擁護委員候補者の推薦に関する件 下原 ^{ますよ} 益代委員の任期満了（令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで）による後任委員の任命同意 ※ 後任委員の任期は、令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 1 年 1 2 月 3 1 日までの 3 年間	市民交流・人権課
諮問第 4 号	○ 人権擁護委員候補者の推薦に関する件 宮下 ^{よしき} 佳樹委員の任期満了（令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで）による後任委員の任命同意 ※ 後任委員の任期は、令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 1 年 1 2 月 3 1 日までの 3 年間	市民交流・人権課

5 報 告 5 件

議案等番号	件 名	所管課
報告第 9 号	○ 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	財 政 課
報告第 10 号	○ 株式会社キャトルセゾン松帆の令和 7 年度決算書類の提出の件	商工観光課
報告第 11 号	○ 株式会社ほくだんの令和 7 年度決算書類の提出の件	商工観光課
報告第 12 号	○ 株式会社淡路島パルシェの令和 7 年度決算書類の提出の件	商工観光課
報告第 13 号	○ 専決処分した事件の報告について（自動車損傷事故）	都市総務課